

(予防) 短期入所生活介護 大磯喜楽園 料金表

【従来型多床室】

【介護予防短期入所生活介護】 ※負担割合が1割でない方の利用料金は第4段階で計算しています。

令和6年8月現在

要介護度区分	1日あたりの単位数	個別機能訓練体制加算 (I)	介護職員処遇改善加算 (II)	介護保険負担限度額認定	食費 (1日)	滞在費 (1日)	1割負担利用料金 (1日)	2割負担利用料金 (1日)	3割負担利用料金 (1日)
要支援1	451	12	1カ月の総単位数×13.6%	第1段階	300円	円	843円	3,446円	3,989円
				第2段階	600円	430円	1,573円		
				第3段階①	1,000円	430円	1,973円		
				第3段階②	1,300円	430円	2,273円		
				第4段階	1,445円	915円	2,903円		
要支援2	561	12	1カ月の総単位数×13.6%	第1段階	300円	円	972円	3,704円	4,377円
				第2段階	600円	430円	1,702円		
				第3段階①	1,000円	430円	2,102円		
				第3段階②	1,300円	430円	2,402円		
				第4段階	1,445円	915円	3,032円		

【短期入所生活介護】

要介護度区分	1日あたりの単位数	個別機能訓練体制加算 (I)	介護職員処遇改善加算 (II)	介護保険負担限度額認定	食費 (1日)	滞在費 (1日)	1割負担利用料金 (1日)	2割負担利用料金 (1日)	3割負担利用料金 (1日)
要介護1	603	12	1カ月の総単位数×13.6%	第1段階	300円	円	1,021円	3,803円	4,525円
				第2段階	600円	430円	1,751円		
				第3段階①	1,000円	430円	2,151円		
				第3段階②	1,300円	430円	2,451円		
				第4段階	1,445円	915円	3,081円		
要介護2	672	12	1カ月の総単位数×13.6%	第1段階	300円	円	1,102円	3,965円	4,767円
				第2段階	600円	430円	1,832円		
				第3段階①	1,000円	430円	2,232円		
				第3段階②	1,300円	430円	2,532円		
				第4段階	1,445円	915円	3,162円		
要介護3	745	12	1カ月の総単位数×13.6%	第1段階	300円	円	1,188円	4,136円	5,024円
				第2段階	600円	430円	1,918円		
				第3段階①	1,000円	430円	2,318円		
				第3段階②	1,300円	430円	2,618円		
				第4段階	1,445円	915円	3,248円		
要介護4	815	12	1カ月の総単位数×13.6%	第1段階	300円	円	1,270円	4,300円	5,271円
				第2段階	600円	430円	2,000円		
				第3段階①	1,000円	430円	2,400円		
				第3段階②	1,300円	430円	2,700円		
				第4段階	1,445円	915円	3,330円		
要介護5	884	12	1カ月の総単位数×13.6%	第1段階	300円	円	1,351円	4,462円	5,514円
				第2段階	600円	430円	2,081円		
				第3段階①	1,000円	430円	2,481円		
				第3段階②	1,300円	430円	2,781円		
				第4段階	1,445円	915円	3,411円		

※裏面に続く

*上記の料金は、1単位×10.27円（地域区分）で計算されています。

*「食費」は入居者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用、「滞在費」とは施設に滞在し居室・設備等を利用することにかかる室料及び光熱費相当額です。

*食費については（朝食385円、昼食530円、夕食530円）食べられた分のみ請求させていただきます。

*ご利用の際は、介護保険負担限度額認定証の申請をお願い致します。又、すでに申請済みの方は、認定証の呈示をお願い致します。

*介護保険料の負担割合については、介護保険負担割合証をご確認ください。

*各加算料金の内容については、裏面をご覧ください。

(予防) 短期入所生活介護 大磯喜楽園 料金表

○各種加算項目

加算項目	内容等	加算料金	適用
送迎加算	自宅と事業所間の送迎を行った場合	片道184円	○
個別機能訓練加算（Ⅰ）	機能訓練計画が作成され、実施している場合	12円/日	○
長期利用減算（31～60日）	同一事業所を連続30日を超えて利用している者に対して減算を行う（60日まで）	-30円/日	※
長期利用減算（61日以降）	同一事業所を連続60日を超えて利用している者に対して減算を行う	-32円/日	※
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	総単位数に対して13.6%		○

* 上記各種加算料金は1割負担の場合となっています。

* 上記各種加算項目表の適用欄に記載してある※については、対象者のみ加算されます。